明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務三三）　一

省令

○財務省令第三十三号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第十一条の規定に基づき、法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月十二日

財務大臣　菅　直人

法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「「完全支配関係」」の下に「、「連結完全支配関係」」を加え、「第十二号の七の六、第十二号の八、第十二号の九」を「第十二号の七の六から第十二号の九まで」に改め、「、完全支配関係」の下に「、連結完全支配関係」を加える。

第二十七条の十四中「別表十一㈠、別表十一㈡」を「別表十一㈠から別表十一㈡まで」に、「別表十二(十)一、別表十二(十)二」を「別表十二㈨、別表十二(十)」に、「別表十三(十一)」を「別表十三㈧まで、別表十三(十一)」に改める。

第三十二条第二項中「別表十四㈥」を「別表十四㈦」に、「別表十七(三)三」を「別表十七(三)六」に改める。

第三十四条第二項中「別表十四㈥」を「別表十四㈦」に改める。

第三十七条の九第二項中「別表十二(十)四」まで、別表十二(十)七」を「別表十二(十)二」まで、別表十二(十)五」から別表十二(十)七」まで」に、「別表十四㈠付表」を「別表十四㈠」に、「別表十七(三)三」を「別表十七(三)六」に改める。

第三十七条の十一第二項中「別表十二(十)四」まで、別表十二(十)七」を「別表十二(十)二」まで、別表十二(十)五」から別表十二(十)七」まで」に、「別表十四㈠付表」を「別表十四㈠」に改める。

第四十三条第二項中「、別表九㈣」を削り、「別表十四㈠から別表十四㈢まで、別表十四㈣から別表十四㈥まで」を「別表十四㈠、別表十四㈡、別表十四㈢、別表十四㈤から別表十四㈦まで」に改める。